

ネグリジエンスにおける一般的傾向および制限的側面[※]

佐 野 隆

目 次
はじめに
第一章 一般的傾向
第二章 損害の発生と出訴期間
結論

はじめに

イギリス不法行為法の中で独立した不法行為類型の一つとしてのネグリジエンスの今世紀における歴史的展開は、「前進と退却」⁽¹⁾と記述されている。

本稿ではまず第一章において、「前進と退却」現象を示す一般的傾向を、いくつかの重要判例に焦点をあてて、明らかにする。そして、第二章において、特定のな問題を検討する。すなわち、そこでは、ネグリジエンスという不法

行為が成立するための一要素である損害の発生と出訴期限の関係についての現状を、特に経済的損失および隠れた欠陥・損害との観点から、明らかにする。

第一章 一般的傾向⁽²⁾

一 本章において、まずその前半で、ダナヒュー事件判決を起点とし一九八二年のジュニア書籍事件判決で頂点となる拡大傾向を示す。その後、一九九〇年のマーフィー事件判決に至るまでの縮小傾向を示す。

二 一九世紀までは、ネグリジェンスの責任は、数世紀に渡って、何らかの特定の型態において存在していたが、現在知られているような注意義務の概念は存在していなかった。責任は、医師―患者、渡船業者―乗客、かじ屋―顧客といった限定された関係において存在していた。ある事件が認められている関係にあてはまらない場合には、責任が存在するか否かを決定する基準はなかった。社会的変化、産業および技術の進歩により、そのような基準の必要性が高まった。しかし、レッセ・フェールの考え方が支配的であった時代には、責務に関する法の領域においては契約法が優位な立場にあった。当事者の合意に基づくのではなく法により課される不法行為責任は、この段階では小さな役割しか果たさなかった。⁽³⁾この法状況に変化を与えたのが、一九三二年に貴族院で判決が下されたダナヒュー対ステイヴンソン事件 (Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562. 以下「ダナヒュー事件」と略称する。)であった。

同事件の原告は、被告により製造されたジンジャー・ビールを一びん飲んだ。それは原告の友人が原告のために小売り商から買い、原告に与えたものであった。ジンジャー・ビールは不透明なガラスびんに入っており栓がしてあったが、店主が栓をあげアイスクリームの入っているタンブラーにその一部を注いだ。原告がその一部を飲んだ後で、

原告の友人が残りのジンジャー・ビールを注いだ時に、腐敗したカタツムリが発見された。その結果、原告は重い病気にかかり、被告製造業者を相手取りネグリジェンスを理由に損害賠償請求訴訟を提起した。原告の主張は、被告は、消費を目的とし中間検査を受けない容器に入れられた物品の製造業者として、その物品の消費者である原告に対して、その物品中に有害な物質が含まれないよう注意を払う義務を負っており、そして、被告はその義務に違反し、その結果義務違反から生じた損害につき責任がある、というものであった。

アトキン判事 (Lord Atkin) は、原告が主張する注意義務の存在を判断するための基準として、後に「隣人原則 (neighbour principle)」として知られるようになる判断基準を次のように述べた。

「隣人を愛すべし」という原則は、法律上、隣人を侵害すべからずとなる。誰が私の隣人であるかという問いには、制限的な解答が与えられることになる。あなたは、あなたの隣人を侵害しそうであると合理的に予見しうる行為もしくは不行為を避けるために、相当の注意を払わなければならない。ところで、法律上、誰が私の隣人であるのか。答は次のようであると思われる。隣人とは、私の行為によってたいへん密接かつ直接的な影響を受けるために、私⁽⁴⁾が問題とされる行為もしくは不行為を行なおうとするときに、その影響を受けるものとして相当の考慮を払うべき者である。」

アトキン判事はこの判断基準を適用して、原告の主張を認めた。

ダナヒュー事件判決は、まず第一に、いわゆる「契約関係の詭弁 (privity fallacy)」を打ち破った点で重要であった。つまり、「契約関係の詭弁」とは、被告が契約違反によりある者に対して責任を負う場合、被告はその同一の行為または不作為を理由に不法行為上第三者に対して責任を負うものではない、とするものであった。同事件で、原告に対する不法行為責任を認めることで、貴族院はイギリス法から「契約関係の詭弁」を取り除き始めたのであった。

第二に、同事件判決により、新しい義務のカテゴリーが作り出された。つまり、危険な製品の製造業者のその製品の最終的な消費者に対して負う義務である。しかし、何よりも重要なことは、アトキン判事の隣人原則が、注意義務の存否を決定する際の一般的な判断基準として述べられたことである。もつとも、この隣人原則は、当初全面的な支持を得たわけではなく、広く一般的原則であると認められるまでには二〇年以上の歳月を必要とした。⁽⁵⁾

三 ダナヒュー事件判決に次いでネグリジェンス法の拡大をもたらした重要判決は、一九六三年に貴族院で判決が下された、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件 (Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465; 以下「ヘドリー・バーン事件」と略称する。)であった。

ヘドリー・バーン事件における原告は広告代理店であり、テレビでの宣伝時間および新聞の広告欄を顧客であるA社のために確保していた。A社の財政状態に疑問を抱いた原告は、A社が口座を有している被告銀行から報告を得るよう自己の取引き銀行に求めた。まず最初は電話による回答がなされ、被告はA社が通常の業務の点では良好である旨を知らせた。その三ヶ月後に、原告は、年間一〇万ポンドまでの広告契約をA社と締結することについてのA社の信用状況について書面で問い合わせた。被告は、A社の経営財政状態が良好である旨を書面で回答した。しかし、その際、その陳述に対して責任を負わないことを明言していた。原告は被告がなした表示 (statement) に信頼を置き、A社と契約関係を有していたが、A社が破産したために原告は一七〇〇〇ポンド余りの損失を被った。

原告は、被告が回答をなすにあたって注意義務に違反し、その結果損失を被ったとして、ネグリジェンスを理由に損害賠償請求訴訟を提起した。第一審および第二審とも、原告と被告との間には契約関係が存在していないので、被告は原告に対して注意義務を負うものでないと判示した。これを不服として、原告は貴族院に上訴した。

貴族院では、被告が原告に対して注意義務を負っていたか否かが争点となった。この点について、リード判事 (Lord Reid) は、注意義務は狭い意味での信認関係 (fiduciary relationship) の場合に限定されなければならないとは考えず、情報または助言を求めている者が、当該状況が求める程度の注意を他の者が払うことを信用して、そして、前者がそう信用するのが合理的であり、また、前者が後者に信頼を置いていることを後者が知っているか知っているべき時に後者が情報または助言を与えたという関係がある場合にも、注意義務は存在すると考えた。⁽⁶⁾

同様に、モリス判事 (Lord Morris) は、

「契約とは関係なく、情報が与えられたり、または助言が与えられたりする状況により、単に正直であるべきだけでなく注意深くあるべきでもある義務を作り出す関係が確立する場合もある。⁽⁷⁾」

と述べた。さらに、同判事は、

「特殊な技量をもつ者が、契約とは全く無関係に、その技量をそれに信頼を置いている者の助力のために用いることを引き受ける場合には、注意義務が生じる、ということになるし、そして今ではそれが確立されているとみなされてるべきである、と私は考える。サーヴィスが言葉により、あるいは言葉を媒介として与えられなければならないという事実は何らの相違もたらさない。さらに、ある者がその者の判断または技量あるいは注意深い調査をするその者の能力に対して他の者が合理的に信頼を置くことができる立場にある場合に、その者が情報または助言を、それに信頼を置くことをその者が知っているかあるいは知っているべき他の者に与えることを引き受けているか、またはそのような者に情報または助言が伝えられることを認めているならば、注意義務が生じる。⁽⁸⁾」

と述べた。

また、デヴリン判事 (Lord Devlin) は、

ネグリジエンスにおける一般的傾向および制限的側面

「行為におけると同様に言葉において注意を払う義務を生じさせる特別関係(special relationship)のカテゴリーは、契約上の関係や信認的關係に限られるのではなく、……『契約に相当する』、すなわち、約因が欠けているのではないならば契約となるであろう状況で責任の引受けが存在している、関係をも含む、と本院で述べたことを正当化する先例が豊富に存在していると私は思う。⁽⁹⁾」

と述べた。

このように、貴族院においては、本件事実関係のもとでは被告は原告に対して注意義務を負っていると判断された。しかしながら、被告は、「責任を負わない」ことを明言した免責条項により、原告に対する責任は認められなかった。ヘドリー・バーン事件判決の重要性は、それが当事者間に契約が存在している状況以外の状況においても注意義務が存在するという原則を承認し、そしてその原則を拡大した点にある。つまり、同判決は、「特別関係」という、情報または助言を求めている者が相手方が合理的な程度の注意を払うことを信用しており、その相手方が情報または助言を求めている者が自己に信頼を置いていることを知っているべき場合のすべての関係にまで義務の範囲を拡大すること、法原則を拡大したのであった。このために、ヘドリー・バーン事件判決はネグリジェンス法における注意義務の範囲を拡大することになったが、それは、とりわけ、後の判例においては、経済的損失(economic loss)を理由とする事件において適用されることで、ダナヒュー事件判決とともに、ネグリジェンス法の拡大期におけるリーディング・ケースといえよう。つまり、ダナヒュー事件判決は、「契約関係の詭弁」を打ち破る起点となったが、それは、当該事実関係のもとでは身体傷害(personal injury)、あるいは最大限でも有形的損害(physical damage)の範囲内での原則と考えられていた。これに対して、ヘドリー・バーン事件判決は、より広い責任領域である経済的損失にまでネグリジェンス責任を広げた。しかし、同判決で法原則を拡大する際に用いられた「特別関係」および「信頼

(reliance)」という用語のあいまいさのために、ネグリジェンスにおける責任の範囲を明確に限定することはできなかった。

四 このような状況でさらにネグリジェンスにおける注意義務の存在範囲を広げることになった判決が、一九七〇年に貴族院で判決が下された内務省対ドーセット・ヨット会社事件 (Home Office v. Dorset Yacht Co. Ltd. [1970] A. C. 1004, 以下「ドーセット・ヨット事件」と略称する。)であった。

本件の事実関係は以下の通りである。ある島に設置されていた内務省管轄の少年院に七人の少年が収容されていた。彼らは三人の看守の監督および監視のもとで矯正教育としての労働に服していた。七人の少年は、ある夜近くに泊めてあったヨットで島を抜け出し、沖合に停泊させてあった原告会社所有のヨットに乗り込んで漂流し、そのヨットにかなりの損害を与えた。原告会社は、少年院の看守が、逃亡した少年達の犯罪歴、過去の少年院からの逃走歴および原告所有のヨット等の船舶が沖合に停泊していたことを知りながら、少年達に対して何ら効果的な監督または監視を実施しなかったことから、原告所有のヨットが損害を受けたことで、ネグリジェンスを理由とする損害賠償請求訴訟を被告内務省に対して起こした。内務省は、原告に対して何らの注意義務を負うものではないと主張した。第一審および第二審ともに原告の主張を認めた。被告による貴族院に対する上訴審においては、内務省が原告に対して注意義務を負っていたか否かが争点となった。

貴族院は多数意見 (Lord Reid, Lord Morris, Lord Pearson, Lord Diplock——少数意見 Lord Dilhorne) で原告の主張を認めた。判決の要旨は、内務省は、看守を通じて、その監督下にある少年達が原告所有の財産に対して損害を加えることがないように、あらゆる状況から判断して合理的であると考えられるような注意を払う義務を——もし仮に、

そのような義務を履行しないならば、明白な危険が生じたであろうと予見しえたはずである場合には——原告に対して負っていた、というものであった。

かかる判断を下すに至る過程で、リード判事 (Lord Reid) はネグリジエンスにおける注意義務の存否を判断する際の一般的傾向について、

「近年、ネグリジエンス法を原則 (principle) に基づいているとみなすことに向けての明確な傾向が存在しており、従って、新しい問題点が出現した場合には、それが先例によってカヴァーされているか否かではなく、認められている原則がその点に適用されるか否かを問うべきである。ダナヒュー事件は画期的出来事であるとみなされるかも知れず、アトキン判事のよく知られた一節は原則を述べたものとみなされるべきであると思はる。それはあたかも制定法の定義であるかのように取り扱われるべきではない。新しい状況においては修正が必要であろう。しかし、それを排除する何らかの正当化または有効な説明がない場合には、それを適用すべきであると述べるべきことができ、そして述べるべき時が来たと思はる¹⁰⁾。」

と述べた。そして本件においては、隣人原則を適用すべきではないと考える理由は存在しないとされた。このように、リード判事は、注意義務の存否を判断する点では、従来の個々の事件を特定の類型の中にあてはめて決めるという方法よりも、一般的原則に照らして判断する方法を採るべきであると考えた。

ピアソン判事 (Lord Pearson) も同様の考えをし、アトキン判事の隣人原則を引用した後で、

「本件において当事者の主張に従って生じる状況においては、一応 (prima facie) ヨット所有者としての原告は法的には被告の「隣人」であり、従って、原告に対して被告が負う義務が存在していた、と私には思われる。……
「ダナヒュー事件判決の隣人」原則は、基本的に一般的な原則であるが普遍的な (universal) 原則ではなく、法

的にはその一節の幅広い文言でカヴァーされるすべての状況に適用されるものではない。ある範囲で本件の判断は、印象の問題であり、何が公正で正当で (fair and just) あるかについての直覚的判断にちがいない。私には、本件が、ダナヒュー事件判決の原則を本件に適用しない何らかの十分な理由がないかぎり、ダナヒュー事件判決の原則内に含まれるべきであり、また含まれている、と思われる。」⁽¹⁾と述べた。

ディプロック判事 (Lord Diplock) も、この隣人原則の一般性を認めつつも、それを普遍的なものとして適用することの誤りを指摘した。⁽²⁾このようにドーセット・ヨット事件判決においては、隣人原則の一般的適用可能性が強く認められた反面、その普遍性に対する、すなわち、無条件での適用に対する警戒も、示された。

ディプロック判事は、特定の法的问题を解決する際の裁判所の機能について次のように述べた。

「本上訴において生じる特定の法的问题は、次のように述べられうる。少年院の収容者が逃走した場合にその者の不法行為にあたる行為により損害を被りそうな財産の所有者に対して、内務省は少年院の収容者が監督下から逃走するのを妨げる何らかの注意義務を負っているのか。

本件は、県裁判所よりも高い司法レベルでこの特定のな問題が提示された最初の例である。それに答える際に本院がおこなう司法機能は、ダナヒュー事件およびより最近ではヘドリー・バーン事件においてなされた司法機能に類似するものである。ここでは、民事上の不法な行為に関するイギリス法は、何らかの法的責任を伴うものはそれまでは裁判所により認められていなかった種類の行為により他人に与える損失を理由に補償をさせるために法的責任を課すことにまで、拡大されるべきか否かを決定した。

裁判官が法創造として認めることをちゅうちよするこの機能は、大多数の事件で判決を下す際にはせいぜい小さ

な役割を果すにすぎず、そして、その方法論を分析することにはほとんど意識が払われていなかった。きわだった例外は、ダナヒュー事件におけるアトキン判事の判決およびヘドリー・バーン事件におけるデヴリン判事の判決の中に見いだされうる。前者がそのような分析に対する権威ある最初の試みであったので、それはネグリジェンス法の現代における発展に対して、非常に発展の可能性のある影響を与えた。

本上訴において我々が関心を抱いていることは、『根本は、裁判官として我々が解決しなければならぬ政策（public policy）の問題である』⁽¹³⁾という「デニング」記録長官判事に私が同意することは明白である。⁽¹⁴⁾」
このように、ディプロック判事は、ネグリジェンス法の発展にとって裁判所が果たす法創造機能の役割を高く評価し、本件においても、ダナヒュー事件およびヘドリー・バーン事件におけると同様に、かかる役割を担うことになると考えた。その際に裁判官がしなければならないことが政策の問題であるという考えに同意を示した。

以上述べてきたことからわかることは、ネグリジェンス法における注意義務の存否の判定、とりわけ、以前には責任が認められていないと考えられていた状況での義務の存否の判定の場合には、一般的原則に照らし合わせるとともに、政策的考慮をすべきである、という傾向が現われてきたことである。

五 この傾向を定式化し、原則として打ち出したのが、一九七七年に貴族院で判決が下されたアンズ対ロンドン・マートン市事件 (Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728. 以下「アンズ事件」と略称する。) の中でウィルバーフォース判事 (Lord Wilberforce) が示した「二段階基準 (two-stage approach)」である。

本件における原告はウィンブルドンにあるメゾネットの賃借人である。当該建物は一九六二年に建築された。原告のうち、二名の原賃借人を除く五名は一九六七年から六八年にかけて九九九年にわたる賃借権を譲渡により取得して

いた。当該建物は、一九七〇年二月に構造上の変化が生じ始め壁にひびがはいったり、床が傾いたり、ドアが開かなくなったりするようになった。これらの原因は、当該建物のコンクリート基礎が、提出された計画書では地面からの深さ三フィート以上となっていたにもかかわらず、実際には二フィート六インチしかなかったことによるものであった。原告側の主張は、被告市は、関連する制定法に基づく建築工事に対する検査の際に、あるいは、検査をしなかったことに、過失があるというものであった。

ウィルバーフォース判事は、どのような場合に注意義務が発生するかという点に関して、後に二段階基準として知られる基準を含む次の一節を述べた。

「本院における類似の三組の事件、つまり、ダナヒュー事件、ヘドリー・バーン事件、および、ドーセット・ヨット事件を通してみると、いかなる場合に注意義務が発生するか、については、現在次のような状況にある。すなわち、ある特定の状況において注意義務が生じることを証明するためには、当該事件の事実を、注意義務が存在すると判示されている従前の事実に当てはめる必要はない。むしろ、この問題は二つの段階に分けてアプローチされるべきである。まず第一に、違法行為を行なったと申し立てられている者と、損害を被った者との間に、前者が合理的に注意を払わなければ、彼の不注意が後者に損害を引き起こしやすいと合理的に予見できるほどに十分な近接または隣人関係——これがある場合には一応の注意義務が生じる——があるか否かを問わなければならない。第二に、もし第一の問題が肯定的に答えられるなら、その注意義務の対象となる人の種類、または、その義務の違反が生ぜしめるであろう損害、の範囲を否定するか、または、狭めるかあるいは制限する考慮理由が存在するか否かを、考慮することが必要である。⁽¹⁵⁾」

この基準を適用することで、ウィルバーフォース判事は、地方当局は当該地区内にある住宅の居住者に対して注意義務

務を負っている、と判示した。

そして、ウィルバーフォース判事は、本件での損害は、物質的・有形的な損害 (material, physical damage) であるとし、請求しうる損害賠償金には、占有者の健康または安全にとつてもはや危険でない状態に住居を改善するのに必要な額、および、(状況しだいで) 住みかえが必要な場合に生じる出費が含まれる、とした。⁽¹⁹⁾ そして、そのような損害を理由とする訴えの訴訟原因 (cause of action) の発生時として、建物の状態がそれを占有する者の健康または安全に対する現在のまたは差し迫った危険 (present or imminent danger) が存在するような状態になった時を示した。⁽¹⁷⁾ 従つて、貴族院は多数意見で原告の請求を認めた。

アンズ事件判決は、多くの問題を含むものであったが、⁽¹⁸⁾ ここでは本稿の目的にとつて重要と思われることを指摘するにとどめる。すなわち、それはネグリジェンス法一般に関する原則を打ち立てようとしたことである。これによつて、ダナヒュー事件以来約五〇年かけて、ここにネグリジェンスにおける一般原則が確立したかに思われた。そして、その原則は、損害の予見可能性によつてはかられる近接性と考慮理由という二つの装置を用いることで注意義務の存在範囲を、特に次に示すジュニア書籍事件でわかるように経済的損失の領域で、拡大させることになった。⁽¹⁹⁾

六 現時点から振り返つて見て、注意義務の存在範囲が最大限に至つたのが一九八二年に貴族院で判決が下されたジュニア書籍会社対ヴィッチ会社事件 (Junior Books Ltd. v. Veitchi Co. Ltd. [1983] A. C. 520. 以下「ジュニア書籍事件」と略称する。) である。同事件は純粹に経済的な損失を理由とする訴えをネグリジェンス上で認めたものである。⁽²⁰⁾

本件原告書籍会社は、訴外建設会社 (元請会社) に依頼して工場を建設した。元請会社は、下請人を指名する際に、床張専門会社であり床工事は完全に行なわれるものと信頼して、被告下請会社を指名した。被告会社は、当該工場製

造部の床のコンクリート基礎の上に床を張った。契約関係は、原告会社と建設会社、建設会社と被告会社との間にはあったが、原告会社と被告会社の間にはなかった。床張り工事後約二年して、工事の手抜きか、不適切な資材のため、当該床にひび割れが生じ、次第に製造部門の床全体に拡がって行った。そして、床の大部分がコンクリート基礎から浮き上がったしまった。

原告は、床を修善して保持するよりは安価であるとして、張り替えの必要性を主張した。そして、被告を相手取って、被告の過失の結果、以下の七項目の損害および損失を被ったとして、損害賠償請求訴訟を提起した。七項目とは、①床の張り替えの費用、②張り替え工事中の本の貯蔵費、③機械の移動費、④一時的な営業の休止に伴う得べかりし利益の喪失、⑤労働できない従業員に支払う賃金、⑥固定的間接費、⑦張り替えの調査費、である。このうち、①と⑦は有形的損害であり、②から⑥までは経済的または財政的損失であると考えられていた。

原告の主張を認めた貴族院における多数意見を構成したロスキル判事 (Lord Roskill) は、本件における両当事者は、被告が原告に経済的損失を被らせないように注意する義務が存在するほど「契約関係に近い関係とみなすことができるほどに密接な商業上の関係」²⁰にあつたと判断した。さらに、ロスキル判事は、一般論として、

「現在本院において決定しなければならぬ問題は、関連あるスコットランドおよびイングランドの法が、今日、注意義務を、不完全な工事によって加えられる害悪を防止する義務を越えて、工事それ自体に存在するそのような欠陥を避ける義務にまで拡大すべきか否かである。もし本院がそのように法を拡大するのであれば、ダナヒュー事件の原告の立場にある者は、身体傷害に加えて、ジンジャー・ビールの減少した価値についても賠償請求を求めることができることになる、と被告のために主張された。また、この種のいかなる救済方法も不法行為においてではなく契約上になければならない、とも主張された。この主張の中には、ダナヒュー事件判決以前の類似の問題に対

する以前の裁判所がとつたアプローチが反映されているのを見とることができるようには思われる。このアプローチは、原理上適切な救済方法があるのは契約においてであり契約外にあるのではない、という結論に通常至つた。しかし、かかるアプローチおよびそれに付随する哲学は一九三二年に終わり、私としては、約五〇年後の本件においてその再現を支持する気にはなれない。今日、適切な制御方法は、適切な救済方法が契約にあるべきなのかそれとも不法行為にあるべきなのかを問うことではないし、特定の事件が一線のいずれの側にあるのかという気分まぐれな裁判所による決定にあるのではないし、あるいは、有形的損害と経済的あるいは財政的損失が双方生じている場合とそうでない場合のそれら損害と損失との間のいく分人為的な区別にあるのでもなく、——有形的損害を含むほとんどすべての損害は、損害賠償金を与えることで補償されるので、ある意味では財政的もしくは経済的であるということが時として見落とされている——そうではなく、まず第一に関連する原則を確立し、次に特定の事件がそれらの原則内にあるのか原則外にあるのかを決定することにあるのである、と私は思う。こう述べることは、ドーセット・ヨット事件でリード判事が、そして、アンズ事件でウィルバーフォース判事が述べたことを再言しているにすぎない。……「ウィルバーフォース判事の二段階基準を」適用することで、ネグリジェンスにおける責任の範囲を制御することができる。過去五〇年間におけるこの分野の法の発展の歴史は、水門論によって喚起された恐れには根拠がなかったことを示している。⁽²³⁾

と述べた。

この判決により、不法行為と契約との区別および有形的損害と経済的損失との区別といった従来ネグリジェンス責任の範囲を狭いものにとどめていた制限要因が取り除かれた。⁽²⁴⁾このため、いわゆるヘドリー・バーン事件型の「信頼」が存在しない場合でも純粋な経済的損失を理由に賠償請求可能である場合があると考えられた。⁽²⁵⁾

以上みてきた諸判例から次のことが云える。すなわち、ダナヒュー事件判決以来、ネグリジエンス法一般に適用される一般原則を求める動きがあったこと。そして、それはアンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事の二段階基準で一応達成されたかに見えたこと。その結果、以前のケースごとの類型にあてはめ注意義務の存否を先例に委ねる方法を探る場合、義務の存在を認めるのが大変に困難であったが、一般原則を適用することでそれが容易になった。すなわち、以前は、欠陥 (defect) それ自体はネグリジエンス上の救済の対象ではなく、それに対する救済は契約上のものと考えられていた。ネグリジエンス上の救済の対象は、欠陥が原因となって生じる身体傷害 (personal injury) または (欠陥が存在している財産以外の) 財産に対する有形的損害 (physical damage to property) に限られていた。ところが、ジュニア書籍事件で示されたように、欠陥ある床から何らの身体傷害または床以外の財産に対する損害が生じていなくとも、ネグリジエンス上の請求が可能となったのである。

七 ネグリジエンス法において一般原則を適用しようとする傾向およびネグリジエンス上の注意義務の存在範囲に関する拡大傾向に対して、イギリスの裁判所は一九八〇年代中頃から、二段階基準を適用することに対して消極的態度を採るようになり、注意義務の存在範囲を狭めるようになってきた。⁽²⁶⁾ この動きを示す判例として、まず、一九八四年に貴族院で判決が下されたピーボディ寄付基金理事会对リンゼー・パーキンソン会社事件 (Peabody Donation Fund v. Sir Lindsay Parkinson & Co. Ltd. [1985] A. C. 210. 以下「ピーボディ事件」と略称する。) があげられる。

本件の事実関係はアンズ事件の事実関係に類似している点があった。本件の原告は、ロンドン・ランベス市内に住宅を建設することを決め、第一被告である建設会社と請負契約を締結し、第二被告とは排水設備の設計契約を結んだ。住宅建設工事が進行するうちに、第二被告は、当初予定されていて第三被告であるランベス市当局から承認されてい

たのとは異なる、当該土地の特性に不適切な排水設備を建設した。その後、市当局はこの不適切な排水設備の設置を知るに至ったが、何らの行動もとらなかった。建設工事が完了する以前に行なわれた検査の結果、不適切な排水設備のために再工事が必要であることが判明した。原告は再建設の費用および住宅完成が遅れたためのその間の賃料を失った。これらの損失を理由に、原告は第一、三被告を相手取って損害賠償請求訴訟を提起した。第一審および第二審ともに第三被告である市当局（以下単に被告と呼ぶ）の責任を認めた。これを不服として被告は貴族院に上訴した。原告は、被告はネグリジエンス上原告に対して注意義務を負うものである、と主張した。

貴族院で主たる判決を述べたキース判事（Lord Keith）は、ドーセット・ヨット事件におけるリード判事の意見およびアンズ事件におけるウィルバーフォース判事の意見を引用して、

「最近のいくつかの事件では、これらの文章をそれ自身決定的な性格を持つものであるとして扱う傾向があった。これは抵抗しなければならない誘惑である。各々の事件で本当に問題となるのは、特定の被告が特定の原告に対して主張されている範囲の注意義務を負っていたか否か、そして、被告が原告に結果として損失をもたらすその注意義務の違反をしたか否かである。アトキン判事の意味するところの近接関係は何らかの注意義務が生じうる以前に存在しなければならぬが、注意義務の範囲はその事件のすべての状況に依らねばならない。」⁽³⁰⁾

と述べた。キース判事は、さらに、

「特定の範囲の注意義務が被告に負わされていたか否かを決定する際には、かかる義務を負わすべきことが正当かつ合理的（just and reasonable）であるか否かを考慮に入れることが重要である。」⁽³¹⁾

との考えを示した。この一般論の後で、

「原告ピーボディは、その設計業者や技術者および請負人の助言を信頼し、そして、結局、不幸にもそれは特に

設計業者によって裏切られた。しかし、かかる状況において、被告ランベス市に、ピーボデイのかように不幸な信賴から生じる損失を補償する責任を負わせるとすれば、それは合理的でも公正でもあるまい。⁽³²⁾」
として、被告の責任を否定した。

そして、また、本件における原告は、アンズ事件における原告とは異なり、自己の健康または安全に対して懸念される侵害は生じていないとして、アンズ事件とは区別 (distinction) し、アンズ事件判決を適用して開発業者の財産が損害を被らないように注意すべき義務が存在したと判示したアクルレスト事件控訴院判決を覆した。⁽³³⁾⁽³⁴⁾

このように、ピーボデイ事件判決においては、アンズ事件判決自体を覆すことはしなかったが、住宅の占有者とはならない開発業者を注意義務の範囲外とすることで、アンズ事件判決の適用範囲に限定を加えた。

八 アンズ事件判決をさらに限定的に解釈したのが、一九八六年に貴族院で判決が下されたリー・サラバン会社対アリアクモン船舶会社事件 (Leigh and Silavan Ltd. v. Aliakmon Shipping Co. Ltd. [1986] A. C. 785. 以下「アリアクモン号事件」と略称する。) である。

本件における原告会社 (買主) は、訴外売主との売買契約において、被告会社 (船主) の船舶で韓国から英国イミングラムまで輸送される鋼鉄コイル (船荷) を運賃込み価格 (c. and c.) で購入することに同意した。船荷の代金は、船荷証券と引換えに、買主の取引銀行によって裏書きされる一八〇日間の為替手形によって支払われることになっていた。鋼鉄の利用者というよりもむしろ貿易業者である買主は、船荷証券が売主から提示される前に、当該船荷の転買人への転売契約の締結を計画していた。ところが、買主は転売契約を締結することができず、その結果、銀行は為替手形に裏書きすることを拒否した。そこで、買主と売主は、問題解決のために当初の売買契約を次の点で変更し

た。(1)売主は、船荷証券を引渡すが、船荷の処分権を留保する。(2)買主は、船荷証券をイミンガムで船舶に提示し、船荷を受け取るが、自己の責任で本人としてではなく単に売主の代理人として受け取る。(3)船荷は、荷揚げ後、売主の指図で屋根付き倉庫に保管される。

船舶がイミンガムに到着した際、買主は変更された売買契約条項を適正に履行した。荷揚げの時に船荷に損害が生じていることが判明した。この損害の全てでないにしろその大部分は、船荷の積み方が不適切であったこと、すなわち、(1)船荷の鋼鉄コイルを板材と同じ区画に積んだために板材の水分により鋼鉄に錆が生じたこと、(2)積み過ぎにより船荷が押し潰されたこと、により生じた。

買主は、船荷に損害が生じた結果被った損失に関して、船主を相手取り損害賠償請求訴訟を提起した。貴族院における争点は、船主は、輸送する際の過失から生じた船荷に対する損害について、損害発生時に当該船荷に対するコン・ロー上の財産権を有していない買主に対して、不法行為上注意義務を負っているか否か、であった。

貴族院で主たる判決を述べたのはブランドン判事 (Lord Brandon) であった。同判事は、本件争点に適用される先例は一九六九年に判決が下されたウェア・ブリーズ号事件判決 (Margarin G.m.b.H. v. Cambay Prince Steamship Co. Ltd. (The Wear Breeze) [1969] 1 Q. B. 219) であると考えた。ウェア・ブリーズ号事件判決では、財産の滅失または股損により生じた損失を理由とするネグリジェンス上の訴えを提起するためには、滅失または股損が生じた時に当該財産に対するコン・ロー上の所有権または占有権を有していなければならず、契約上の権利を有するだけでは不十分であるという伝統的な考えが示されていた。原告は、ウェア・ブリーズ号事件判決が下された一九六九年以来、特にアンズ事件判決およびジュニア書籍事件判決の結果、ネグリジェンス法が非常に発展したので、ウェア・ブリーズ号事件判決は、少なくとも今日では、誤った判決であり、覆されるべきである、と主張していた。これに対

して、ブランドン判事は、アンズ事件判決における二段階基準は、ネグリジェンス法における注意義務の存否および範囲についての普遍的に適用可能な基準を提供するものではなく、また、そのようなものとして同判事により意図されたものではないと考へた。そして、ピーボデー事件判決におけるキース判事の「最近のいくつかの事件では、これらの文章をそれ自身決定的な性格を持つものであるとして扱ふ傾向があつた。これは抵抗しなければならぬ誘惑である。」という意見を引用した。さらに、ブランドン判事は、

「ウィルバーフォース判事が述べたことから明らかのように、同判事が扱つていたのは、注意義務の存否について存在すると既に判示されていた何らかの事実状況に類似していない新たな類型の事実状況におけるかかる義務の存在および範囲に関する諸問題に対する考察方法である。……同判事は、注意義務の存否について存在しないと繰り返し判示されていた事実状況における義務の存否に関する問題に対しても同じ考察方法が採られるべきであると述べていたのではない。」⁽³⁶⁾

と述べた。

また、ブランドン判事は、ジュニア書籍事件における原告は損害を被つた財産のコモン・ロー上の所有者であつたが、本件原告は財産に対するコモン・ロー上の財産権を損害発生時に有していなかつたので、ジュニア書籍事件判決に依拠することはできないとし、原告の請求を退けた。

このように、アリアクモン号事件判決においては、ウィルバーフォース判事の二段階基準は、既に注意義務の存否について判断が示されている類型の事件に適用されるものでないことが明らかにされた。このため、少なくとも、注意義務の存在が否定されていた領域において、義務の存在を認めさせるために二段階基準の適用を主張することができなくなつた。

九 アリアクモン号事件判決以後も、ネグリジェンス法における注意義務の範囲を制限的にとらえる判決が続いた。⁽³⁷⁾ として、一九八八年に貴族院で判決が下されたD & F不動産会社対英国国教財務委員会事件 (D & F. Estates Ltd. v. Church Commissioners for England [1989] A. C. 177. 以下「D & F不動産会社事件」と略称する。)では、アンズ事件判決において地方当局が責任を負う前提となった建設業者の責任範囲を制限した。D & F不動産会社事件の事実関係の要点は以下の通りである。

一九六三年から六五年の間に一群のフラットが被告会社によって建設された。被告会社は、当該フラットにしっかりと塗る作業を下請業者にやらせた。原告はそのフラットの一部の賃借人であった。一九八〇年に、しっかりと一部がはがれ落ちているのが見つかったので、修繕作業がなされた。原告は、被告を相手取り、修繕作業費、はがれ落ちたしつくいのためよごれたカーペット等のクリーニング代、修繕作業中の部屋の賃料の損失を理由とするネグリジェンスにおける損害賠償請求訴訟を提起した。第一審は被告の責任を認めしたが、控訴院は被告による上訴を認めた。このため、原告が貴族院に上訴した。

原告の主張を退けた判決の中で、ブリッジ判事 (Lord Bridge) は、ネグリジェンス上の訴訟原因となりうる損害に関して次のように分析した。

「動産における隠れた欠陥が身体傷害またはその動産自体以外の他の財産に対する損害の原因であれば、製造業者は責任を負う。しかし、そのような何らかの損害が生じる以前に隠れた欠陥が発見された場合には、もはやダナヒュー事件判決における原則の適用の余地はない。動産は、いまや品質上の欠陥はあるが、もはや危険ではない。それは価値がないかもしれないし、経済的な修繕が可能かもしれない。いずれの場合も、その経済的損失は、関連

する品質保証の利益を得られる動産の購入または賃借人によって契約上請求可能であるが、不法行為においては遠い (remote) 購入者または賃借人によって請求することはできないのである。

同一の原則が、不動産の領域において、危険な欠陥を有する永続的な構造物の建設業者の責任に適用されるなら、かかる責任が発生しうるのは、欠陥ある構造物が身体または構造物自体以外の財産に対する損害を生じさせるまで、欠陥が隠れている場合だけである。何らかの損害が生じる以前に欠陥が発見されるなら、第三者に対する危険の潜在的な源となるのを避けるために構造物を修繕するか取り壊さなければならぬ構造物の所有者が被る損失は、純粋に経済的であるように思われる。⁽³⁸⁾

このように、一方における欠陥と他方における損害を区別することで、そしてさらに、その損害を身体傷害または欠陥が存在している財産以外の財産に対する損害に限定することで、原告がネグリジェンスで建設業者あるいは製造業者を相手として訴えを提起できる状況を狭めた。また、アンズ事件判決では、地方当局の責任は、欠陥を生じさせる主体である建設業者の責任より重いものではない、⁽³⁹⁾と考えられていたので、建設業者が負う責任範囲が狭まれば、それに従って、地方当局が負う責任範囲も狭まることになる。

一〇 さらに、経済的損失を理由とする賠償請求の可能性を制限する判決が、一九九〇年に貴族院で判決が下されたカパロ産業会社対ディックマン (Caparo Industries Plc. v. Dickman [1990] 2A. C. 605. 以下「カパロ事件」と略称する。) である。カパロ事件の事実関係は次の通りである。

原告カパロ社は、株式を公開しているフィデリティ社の株主であり、フィデリティ社の買収を検討していた。原告は株主としてフィデリティ社の (一九八四年三月三十一日までの) 一九八三年度の監査報告書を手に入れた。同

報告書によると同社は同年度に一三〇万ポンドの利益が見込まれていた。この報告書を信頼して原告はさらにフィデリティ社の株を購入し、最終的には同社の買収に成功した。しかしながら、原告が信頼した監査報告書は不正確で誤ったものであった。そのため、一三〇万ポンドと見込まれていた利益は、実際は四〇万ポンドを超える損失であった。従って、原告はフィデリティ社を買収したことで経済的損失を被った。原告は、フィデリティ社の取締役と同社の監査報告書を作成した監査役を相手取って、監査方法および監査報告書の作成に過失があることを理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。本件の争点は、監査役は、(i)株主としての原告、および(ii)将来の見込まれる投資家としての原告、に対して注意義務を負っているか否かである。

第一審では原告敗訴。控訴院判決⁽⁴⁰⁾における多数意見 (Bringham L.J., Taylor L.J.) は、(i)監査役と将来の投資家との関係には、注意義務を生ぜしめる程十分に近接性のある関係はないが、(ii)監査役は、監査報告書が個々の株主に送られることを知っており、従って責任の引受けという判断基準は満たされるので、監査役と個々の株主との間には、注意義務を課すことを正当化しうる程十分な近接性のある関係が存在する、と判示した。

これに対して、オコナー判事 (O'Connor L.J.) は反対意見を表明した。同判事は、監査役に対してコモン・ロー上の注意義務を課すべきか否かを決定する際に、現在の株主と将来の見込まれる投資家とを区別することには何らの正当性もないと考えた。そして、(i)監査役の義務は株主全体に対するものであって、個々の株主に対するものでなく、(ii)買収が行なわれるかもしれないということを監査役が知っているということは、それ自体では、監査役と株式公開買付を申し出ている者との間に近接性ある関係を作り出すものではないので、被告監査役と株主としての原告との間に注意義務を課すことを正当化する程十分に近接性ある関係は存在しないと判示した。原告、被告双方とも同判決を不服として貴族院に上訴した。

貴族院は全員一致 (Lord Bridge, Lord Roskill, Lord Ackner, Lord Oliver, Lord Jauncey) で、被告の上訴を認め、原告の反対上訴を退けた。貴族院判決の要旨は以下の通りである。

過失ある不実表示による経済的損失を理由とする責任は、その表示または助言が、その表示または助言をなした者が認識している特定の目的のために、知られている表示または助言の受け手に対してなされ、かつ、その受け手が表示または助言を信頼して行動し、損害を被る場合に限られる。一九八五年会社法 (Companies Act 1985) に基づく株式を公開している会社の監査役に対する制定法上の要件の目的は、株主が株主総会において集団としての株主の権利を行使できるようにするための報告書の作成であり、株主がその会社に対する将来の投資に関する決定をなす際の助けとなる情報を与えることにまで拡大するものではない。さらに、監査役は、公表された監査報告書に信頼を置いて投資をしようと考えている非株主との間に、特別関係があると想定すべき政策上または原則上の理由は存在しないので、被告監査役は、フィディリティ社株の購入に関して、原告に対して何らの注意義務を負うものではなかった。

この判決に至る過程で、ブリッジ判事は、

「損害の予見可能性に加えて、注意義務を生ぜしめるあらゆる状況で必要とされる構成要素は、義務を負っている者と義務の対象となる者との間に、法により『近接』あるいは『隣人』関係として特徴づけられる関係が存在していなければならないことであり、そして、その状況は、一方当事者の利益のために他方当事者に一定範囲の義務を法が課すことを、裁判所が公正、正当かつ合理的であると思量する状況でなければならない。しかし、……これらの付加的構成要素の中に含まれている近接性および公正さという概念は、現実的な基準としてそれら概念に有用性を与えるために必要とされる正確な定義なじみにくいものであり、すべての状況をこまかく検討すれば、一定範囲の注意義務が発生するものとして法がプラグマティックに認める様々な特定の状況での特徴に付けられる、実

際上、便利なラベルにすぎない。もちろん、ネグリジェンスの全領域に共通する根底となる一般原則の重要性を認識するものの、私は、現在法は、法が課す多様な注意義務の存在、範囲および限界についての指針として異なった識別可能な状況というより伝統的な分類に、より多くの重要性を向ける方向に動いている、と思う。⁽⁴¹⁾

と述べ、サザーランド県対ヘイマン事件 (Sutherland Shire Council v. Heyman (1985) 60A. L. R. 1. 以下「サザーランド事件」と略称する。) におけるオーストラリア連邦最高裁判所のブレナン判事 (Brennan J.) の次の意見を引用し、その意見に賛同した。

「私の見解では、法は義務の範囲あるいは義務を負わされる人々の種類を否定、縮減あるいは制限すべき定義で
きない考慮事由によってしか制限を受けない一応の注意義務を大幅に拡大するよりもむしろ徐々にそして確立して
いる分類との類推によりネグリジェンスの新しい分類を發展させるべきである、ということが好ましいと思う。⁽⁴²⁾」
ロスキル判事も同様に、

『予見可能性』、『近接性』、『隣人』、『正当で合理的な』、『公正さ』、『危険の自発的引受け』または『責任の自発的引受け』といったきまり文句が、随時、様々な事件で用いられているのを見いだすであろう。しかし、……そのようなきまり文句は正確には定義がなされていない。それらは、せいぜい、非常に様々な事実状況のラベルあるいはそれら事実状況を描写する表現にすぎず、それらの事実状況は、特定の事件において存在しうるが、注意義務が存在するか否か、そしてもし存在するならば、かかる義務の範囲はどこまでかをプラグマティックに決定しうる以前に、注意深く検討されなければならないのである。もし、この結論が、注意義務の存在およびその範囲を指し示すものとしての伝統的な諸事件の分類への回帰を含むのであれば、ブリッジ判事が示したように、私は、このことは、現実的適用が困難で不確定な事柄をのこすいく分幅広い一般化に頼ることよりも非常に好ましいと思う。⁽⁴³⁾」

と述べた。

このように、カパロ事件においては、一方で、当該事実関係に基づき、経済的損失を理由とするネグリジェンス上の責任の範囲を狭めた。また、他方では、アンズ事件判決およびその前後の事件において多に利用されたネグリジェンスの領域全般をカヴァーする一般的原則の有用性を、特に、その原則が有している責任範囲の拡大化傾向のために、疑問視する強い態度が打ち出された。そして、注意義務の存否およびその範囲に関して、一般的原則に取って代わる判断基準として、先例によって確立されてきた事件ごとの類似性という伝統的なアプローチが好まれた。

一一 この傾向を確定的なものとしたのが、一九九〇年に貴族院で判決が下され、アンズ事件貴族院判決を実質的に覆した、マーフィー対ブレントウッド地区事件⁽⁴⁴⁾ (Murphy v. Brentwood District Council [1991] 1 A. C. 398. 以下「マーフィー事件」と略称する。) である。

マーフィー事件における事実関係は、アンズ事件の事実関係に非常に類似している。被告ブレントウッド地区は、コンサルティング・エンジニアの助言に基づいて、ある住宅建築計画を承認した。しかし、その建築計画は、不適切なもので、住宅完成後に、壁やガス管に損害が生じた。当該住宅の所有者であった原告は、損害発生後、欠陥箇所を直さずに、欠陥が存在しない場合の市場価格よりも安い価格で住宅を売却した。原告は、建築計画を承認する際の被告の過失を理由に、被告地区会を相手取って損害賠償請求訴訟を提起した。

第一審判事は、アンズ事件判決に従い、被告の過失を認め、原告が居住中、当該住宅は原告の安全および健康に対する差し迫った危険であったとし、住宅売却代金と市場価格との差額を損害額と認めた。第一審判決は控訴院により支持されたので、被告は貴族院に上訴した。⁽⁴⁵⁾

本件において貴族院は、異例ともいえる七名の裁判官（Lord Mackay L. C., Lord Keith, Lord Bridge, Lord Brandon, Lord Ackner, Lord Oliver, Lord Jauncey.）で構成された。そして、全員一致でアンズ事件判決を覆し、原告が主張する注意義務の存在を認めず、被告勝訴の判決を下した。

キース判事は、アンズ事件判決がその基礎としたダットン事件判決⁽⁴⁶⁾に関連して、

「ダナヒュー事件における原則に基づき、不注意に製造された商品に存在する隠れた欠陥により生じる身体または財産に対する損害を理由とする責任から、そのような商品に存在する仮定上もはや隠れていない欠陥を直す費用を理由とする責任へと飛躍することは受け入れ難い。……製造が不注意のために生じる欠陥により使用できなかったり価値がないと判明する商品を小売商から購入する者に対して、製造業者は不法行為法上の責任を負うものではない。そこでの損失は経済的である。法原理上、使用できなかつたり価値がない商品と、使用すれば危険とならうが侵害の可能性を取り除くことができる期間内に購入者により発見される欠陥がある商品との間で区別をつけることは困難である。購入者は、欠陥を直すために出費するかもしれない。あるいは、その商品を手放すかもしれないことがもっと考えられる。いずれの場合も、損失は純粹に経済的である。」⁽⁴⁷⁾

と述べ、損害の本質が純粹に経済的な損失であることを明らかにした。そして、アンズ事件判決に関連しては、
「私の意見では、アンズ事件における損害はウィルバーフォース判事により有形的損害であるとみなされていたが、その損害は純粹に経済的損失であったということが今では認識されなければならない。」⁽⁴⁸⁾

と述べた。そして、アンズ事件判決に従わなかつたオーストラリア連邦最高裁判所によるサザーランド事件判決⁽⁴⁹⁾の節を引用した後で、

「アンズ事件において損害賠償金を獲得しうると判示された損失の性質が純粹に経済的な損失であるということ

が今では認識されているので、次に検討する点は、そのような性質の損失を避けることが地方当局が原告に対して負っている何らかの注意義務の範囲内にあるか否かということである。その判決が下された当時の法原理に基づけば、その間に対する答えは否定形とならなければならない。その当時は、純粹に経済的な損失を理由に損害賠償金を得る権利は損失が有形的侵害から来るものでないかぎり、ヘドリー・バーン事件におけるような過失ある不実表示に信頼を置き損失を被るといふ状況よりも拡大しうるものではなかつた。⁽⁵⁰⁾」

という考えを表明した。さらに、キース判事は、

「アンズ事件判決は、いずれかの確立された原理に基づいて下されたものではなく、性質上決定できない原理により規律され、今までにネグリジエンス法が適切であるとは決して考えられていなかった、動産および不動産を含む広範囲の状況に及ぶ可能性を有している新しい責任の種類を生み出したことは、私の意見では、明らかである。⁽⁵¹⁾」

と述べ、実務声明（司法的先例）（Practice Statement (Judicial Precedent)）⁽⁵²⁾に基づいてアンズ事件判決を覆し、被告勝訴の判決を下した。すなわち、キース判事は、アンズ事件判決は広く長い間満足のいかない判決であるとみなされていたと考え、何らの法原理にも基づかない裁判所による立法の著しい例であり、そのことによつて非常に多数の訴訟が引き起こされたと非難した。そして、アンズ事件判決から離れることは、非常に動揺していたネグリジエンス法の分野に安定性をもたらすと考えた。⁽⁵³⁾

第二章 損害の発生と出訴期間

一 本章においては、まず、ネグリジエンスにおける訴訟原因となる損害の発生とその出訴期間に関する今世紀後半の推移を略述する。⁽⁵⁴⁾その後で、本稿第一章で見えてきたこともふまえて、訴訟原因となる損害の発生とその出訴期間に

ついでに現状を明らかにする。

二 ネグリジエンスにおいて、損害の発生が問題となるのは、損害を生じさせる作為または不作為の後しばらくしなければ損害の存在が明白にならない損害、すなわち、隠れた損害の場合である。何故なら、ネグリジエンスは、それ自体で訴えうる不法行為とは異なり、現実の損害を立証してはじめて訴えうるものとなるからである。

イギリスにおいて、隠れた損害が問題となった最初の事件は、身体傷害に関する事件であったが、そこでリード判事は、

「訴訟原因は、不法な行為が、とるにたらないとみなしうる傷害以外の身体傷害を生じさせるとすぐに、たとえ傷害を被った者がその傷害に気づいていなくとも、あるいは、発見することが可能でなくとも、発生するという法準則、および、同一の行為から後になってさらに傷害が生じても別の訴訟原因を発生させるものではないという法準則を、裁判所が問題として修正することはもはやできない⁽⁵⁵⁾。」

と述べ、訴訟原因を有することを原告が知らないうちに出訴期間の満了を迎えることがいかに過酷であっても、出訴期間の起算点を遅らせることはできない、と判示した。

身体傷害を含む隠れた損害が問題となる事件の起算点に関する法準則は、その後、制定法⁽⁵⁶⁾により修正された。しかし、身体傷害を含まない隠れた損害（以下単に、「隠れた損害」と記す。）については、先の法準則が適用された。例えば、欠陥住宅に関する事件であったダットン事件において、デニング記録長官判事（Lord Denning M. R.）は、「損害は、基礎が不完全に建設された時に発生したのである。出訴期間は、その時から進行し始めた。」⁽⁵⁷⁾と述べた。

と述べた。

三 この考えを変えたのが、スバラム・サウター対都市田園開発（エセックス）会社事件（Spaham Souter v. Town and Country Development (Essex) Ltd. [1976] 1 Q. B. 858. 以下「スバラム・サウター事件」と略称する。）であった。同事件における控訴院判決は、訴訟原因は訴えを提起しうる者が損害を発見したかもしくは発見すべきであった時点で発生しない旨の、いわゆる「発見可能性の基準」を、明確に打ち出した。

すなわち、デニング記録長官判事は、先のダットン事件判決で述べた、建物が建設された時に損害は生じる、という意見を撤回し、

「過失を理由とする訴訟原因は、過失ある行為または不作為の時ではなく原告が損害を被った時に発生する。

……出訴期間は、二当事者——訴えうる当事者および訴えられうる当事者——が存在するのでなければ、進行を開始することはない。」⁽³⁸⁾

と述べ、さらに続けて、

「損害を被る唯一の者は、住宅が沈下しひび割れが生じた時に、住宅を所有している者であった。その時になつてはじめて、所有者は、訴訟原因を有しうることを知ることを、合理的に期待されうる。所有者が訴訟原因を有していることを知る——あるいは知りうる——以前に、その者に対する出訴期間が起算されるとしたら、それは、大變に不公平なことにならう。出訴期間が起算されるのは、所有者が、欠陥ある基礎について知るか、あるいは、合理的に注意を払ったならば、それを発見しえた時であらう。」⁽³⁹⁾

と述べた。

また、ジョフリー・レイン判事（Geoffery Lane L. J.）は、

「原告が所有している間に、建物における欠陥が明らかにならなかったなら、原告は損害を被らなかつたであらう。住宅の購入ではなく、欠陥の出現こそが、原告に損害を被らせるのである。本件における状況と、被告の過失のために原告が、当初そしてその後長い年月にわたって、医療上発見することのできない有形的な身体傷害を被るカーレッジ事件に示される型の状況との間には、適切な共通点はない。それらの状況においては、明らかに、損害は原告に対して生じ、訴訟原因は、最初の傷害の時から、たとえそれを発見できなくとも、そして、発見可能でなくとも、発生する。過失が、原告の身体に対してではなく、原告の住宅に対して、発見できない損害を生じさせる場合には、このことはあてはまらない。原告は、何ら損害を被る以前に、住宅を手放すことができる。原告の身体はそうはいかな。⁽⁶⁰⁾」

との考えを示し、発見可能性の基準の正当性を論じた。

この基準は、

「いまのところ、裁判官が法を發展させてゆくのがより良い。……發展してきたと思われる線にそって裁判官が法を發展させてゆくことを悪いことだと思わない。……裁判所は独自に、ネグリジエンスに関連して、他の「不法行為の」訴訟原因とは異なる、発見可能性の法理を發展させているようである。⁽⁶¹⁾」

という大法官ヘイルシャム (Lord Hailsham, L. C.) の発言に示されるように、一定の評価を得ていた。そのため、一九八〇年出訴期限法 (Limitation Act 1980) においては、身体傷害を除く隠れた損害に関する規定は含まれていなかった。

四 このように、一九七〇年代の一連の事件で、裁判所は発見可能性の基準という新しいコモン・ロー上の法準則を

導き出したように思われた。しかし、この準則は、一九八二年に貴族院で判決が下されたピレリ・会社対オスカー・ファイバー会社事件 (Pirelli General Cable Works Ltd. v. Oscar Faber & Partners (A Firm)) [1983] 2 A. C. 1. 以下「ピレリ事件」と略称する。) によって、完全に退けられた。同事件の事実関係および判決の要旨は次の通りである。

被告会社は、コンサルティンク・エンジニアで、一九六九年三月に、原告会社との間で、原告の工場内に高さ一六〇フィートの煙突を建設することに關して助言をする契約を締結した。煙突の設計および建設は下請会社によりなされたが、その責任は被告が引き受けていた。煙突は、一九六九年六月から七月にかけて建設された。建設に際して、一部不適切な資材が使用された。そのため、煙突の先端近くにひび割れが生じた。一九七七年二月に、原告は損害を発見した。そして、煙突を部分的に取り壊し、建設しなおした。煙突のひび割れは、遅くとも一九七〇年四月までに生じていた。しかし、一九七二年一〇月以前に、原告が当該ひび割れを発見することはできないものであった。一九七八年一〇月に、原告は被告の過失を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。

第一審裁判官および控訴院の各裁判官は、スパラム・サウター事件判決に拘束されると考えた。従って、訴えは損害発生（＝損害を被ったことを発見可能な時）から六年間の出訴期間内に提起されたと判示した。かかる判決を不服として、被告は貴族院に上訴した。

貴族院における判決は、主にフレイザー判事 (Lord Fraser) によって述べられた。同判事は、スパラム・サウター事件判決に批判的で、先に引用したジョフリー・レイン判事の意見に対して

「私はその主張に対して同意することができないと思う。原告が知らずに塵を吸い込んで身体に傷害を負った原告と、住宅が不適切な基礎のため、または、不適切な資材で建設されたため、原告が知らずに損害を被った原告との間には、適切な共通点があるように私には思われる。住宅の所有者は損害が発見される以前に住宅を売るかもしれ

れない。従って、何らの財政的損失を被らないかもしれない。同様に、身体に傷害を受けた者は、塵肺症が明らかになる以前に死ぬかもしれない。従って、その者もまた何らの財政的損失を被らないかもしれない。しかし、いずれの場合にも、原告は、被告の過失がなかったなら健全であったであろうものに損害を受ける。⁽⁶²⁾と述べた。そして、訴訟原因発生の際に、原則として、

「欠陥の結果として存在するようになるひび割れから通常構成される損害が生じる時に、たとえひび割れまたは欠陥が発見されなくとも、あるいは発見可能でなくとも、原告の訴訟原因は発生する。⁽⁶³⁾」

と述べた。さらに続けて、フレイザー判事は、

「おそらく設計業者またはコンサルティング・エンジニアの助言が、最初から崩壊する運命にあるほどの欠陥を有する建物の建設へと導く場合を除いて、訴訟原因は有形的損害が建物に生じた時に初めて発生する、と私には思われる。本件においては、それは、発見可能の時より以前であるが、煙突の先端にひび割れが生じたに違いないと第一審裁判官が認定した、一九七〇年四月であった。⁽⁶⁴⁾」

と述べ、発見可能性の基準を適用せず、原告の訴えは出訴期間を徒過した後に提起されたと判決を下した。他の四人の裁判官（Lord Scarman, Lord Bridge, Lord Brandon, Lord Templeman）も、フレイザー判事の意見に同意した。

この結果が、不満足なものであることは、裁判官自身も認めていたが、この状況を変えるのは、国会制定法によりなされる⁽⁶⁵⁾ことが望ましいと考えた。

五　そこで、一九八六年隠れた損害法（Latent Damage Act 1986）が制定された。同法は、身体傷害を含まない過失を理由とする損害賠償請求訴訟に関連する出訴期限に関する法を修正し、また、財産上の権利を取得する者に、一定

の状況で、その者が権利を取得する以前に生じた当該財産に対する過失による損害に関する訴訟原因を与えるものである。同法中の主要な点は以下の通りである。

まず、同法は、実際に関連ある損害が生じた時に、ネグリジェンスにおける訴訟原因が発生して、その出訴期間は通常の六年間である、という従来の原則を保持した。その上で、隠れた損害が関係するネグリジェンスの事件においては、原告が損害を知る（とされる）時から開始される特別に延長された三年間の出訴期間を定めている。⁽⁶⁶⁾

通常の六年の出訴期間が満了した後に、訴えを提起することが認められる延長される出訴期間は、損害が存在することを発見した時から進行し始める。この進行開始時となる発見時は以下の要件に従って決められる。

(i) 原告または訴訟原因を付与される者が、関連ある損害に関して損害賠償請求訴訟の提起に必要なこと、および、同訴訟を提起する訴権を有すること、の双方を初めて知る時である。⁽⁶⁷⁾

(ii) 関連ある損害に関して損害賠償請求訴訟の提起に必要なことを知ることとは、(a) 関連ある損害についての重要な事実、(b) 損害がネグリジェンスとなると主張されている行為によること、(c) 被告の特定、(d) 損害が被告以外の者の行為によると主張されている場合には、その被告以外の者の特定および被告に対して訴えを提起することを支持する付加的事実について、の知識を得ることである。⁽⁶⁸⁾

(iii) 損害についての重要な事実とは、被告に対して損害賠償請求訴訟を提起することを正当化するほど十分に重大な損害を被ったと合理人であるなら考えるであろう損害についての事実である。⁽⁶⁹⁾

さらに、同法は、出訴期限に関して二つの重要な点を規定している。一つは、除斥期間 (long stop)⁽⁷⁰⁾ であり、他の一つは、権利の承継者に対する訴訟原因の付与である。

除斥期間は、特別に延長される出訴期間が定められたため被告となりうる者に対して不公正とならないために、一

定期間の経過後、訴えを提起することをできなくするために定められた期間である。除斥期間の長さは一五年間とされ、その開始時は、(a)ネグリジェンスとなると主張されており、かつ、(b)損害賠償金請求の対象とされている損害の原因であると主張されている、行為が最終的に行なわれた時とされた。⁽⁷¹⁾この除斥期間の効果は、訴権の効力をなきものとする。すなわち、単に原告の救済手段を妨げるものであり、原告の権利それ自体を消滅させるものではない。しかし、原告の訴権は、(a)訴訟原因が発生していなくとも、(b)損害が存在していることが知られていなくとも、除斥期間の開始時から一五年間の後に、効力なきものとなる。⁽⁷²⁾

また、同法制定以前の、訴訟原因は損害が現われた時点で発生するという法準則の下では、隠れた損害が関係する事件においては、損害を被っている財産に関する権利の承継者には、当該財産権を得る前に財産に対する損害が生じている場合、訴訟原因が発生しなくなる。このことを避けるために、一九八六年隠れた損害法は、財産に対する隠れた損害に関して連続する所有者に対する訴訟原因の発生を規定した。⁽⁷³⁾すなわち、(a)ある者に対してその者が権利を有する財産に対する損害の原因であるネグリジェンスに関して訴訟原因（最初の訴訟原因）が発生しており、かつ、(b)最初の訴訟原因がすでに発生しているが、損害についての重要な事実が損害を受けている財産に対する権利を有している者に知られていない時に、当該財産に対する権利を、他の者が得る場合には、当該ネグリジェンスに関する新たな訴訟原因が、後者に対して、その者が当該財産に対する権利を得る時に発生するものとした。⁽⁷⁴⁾そして、このように発生する新たな訴訟原因は、(a)コモン・ロー上の注意義務違反に基づいているかのごとく扱われ、また、(b)一九八〇年出訴期限法第一四条の目的のために、最初の訴訟原因が発生した時に発生したものとして扱われる。⁽⁷⁵⁾

このように、一九八六年の制定法により、判例法上の不備は一定程度の解決がはかられた。

六 しかし、第一章で見たように、一九八六年の時点では制限的解釈・適用をすでに受けていたとはいえ、アンズ事件判決は依然として効力を有していた。ところが現在では、マーフイー事件判決によりアンズ事件判決は覆された。その結果、ネグリジエンス法およびネグリジエンスにおける訴訟原因となりうる損害が以前とは異なったものとなった。そこで、以下、マーフイー事件判決に前後する事件を通して、訴訟原因となりうる損害とかかる損害を理由とする訴えの出訴期間に関して考察を加えてみる。

ここでは、便宜上、訴訟原因となる損害を、「現実の損害 (actual damage)」あるいは「訴えうる損害 (actionable damage)」と呼ぶことにする。さらに、現実の損害が何であるかを決定するために「隠れた欠陥 (latent defect)」「明らかな欠陥 (patent defect)」「隠れた損害 (latent damage)」「明らかな損害 (patent damage)」と二つ区別を用いることにする。

まず、欠陥と損害の関係を明らかにするために、D & F 不動産会社事件において、危険な建物を建設した建設業者のネグリジエンス上の責任について述べたブリッジ判事の次の意見を再度引用する。

「……かかる責任が発生しうるのは、欠陥ある構造物が身体傷害または構造物自体以外の財産に対する損害を生じさせるまで、欠陥が隠れている場合だけである。何らかの損害が生じる以前に欠陥が発見されるなら、第三者に対する危険の潜在的な源となるのを避けるために構造物を修繕するか取り壊さなければならない構造物の所有者が被る損失は、純粹に経済的であるように思われる。」(強調は筆者による。)

従って、例えば、ある建物にひび割れが生じている場合、そのひび割れは損害とは認められず、建物の構造上の欠陥の現われにすぎない。そして、そのひび割れが生じていることを建物所有者または占有者が何らかの方法で認識すれば、かかる欠陥は明らかな欠陥となり、認識されていないままの場合は、隠れた欠陥となる。⁽¹⁷⁾ すなわち、例えば、

アンズ事件における訴訟原因となった壁に現われたひび割れで示される健康または安全に対する現在のあるいは差し迫った危険は、単なる明らかになった欠陥にしかすぎないことになる。現実の損害とみなされうるためには、欠陥ある財産以外の財産に対して、欠陥が原因である（物質的・有形的）損害が加えられなければならない。以下、まず最初に、損害について考察し、その後で、欠陥に関する考察に移る。

七 欠陥が原因で欠陥ある財産以外の財産に対して損害が加えられた事件として、一九九一年に高等法院で出訴期限に関する先決事項に判断が下されたナイトリジン・アイレアン・テオランタ会社対インコ合金会社事件（*Nitrogen Eireann Teoranta v. Inco Alloys Ltd.* [1992] 1 W. L. R. 498 以下「ナイトリジン・アイレアン事件」と略称する。）があげられる。

本件における原告会社は、アイルランド共和国内に化学製品製造プラントを所有する製造業者である。そのプラントの一部は農地改良用製品のプラントであった。原告はそのプラントに必要なパイプを被告会社に注文した。被告は鋼鉄合金資材専門の製造業者であった。原告と被告との間で一九八一年ごろに締結された契約に従って、パイプが製造・供給された。そのパイプは、一九八一年五月あるいは六月に製造され、一九八一年八月あるいは九月に取り付けられた。このパイプ自体に、一九八三年七月あるいはそれ以前にひび割れが生じた。そして、そのひび割れは、一九八三年七月に原告によって発見された。合理的な調査を行なったにもかかわらず、原告はひび割れの原因をつきとめることができなかった。そこで、原告はパイプを修繕し、使用し続けた。一九八四年六月二十七日ごろ、パイプに再びひび割れが生じ、パイプから漏れたガスに引火し、爆発を起こし、パイプ周辺のプラントに損害を生じさせた。

原告は、一九九〇年六月二日に被告を相手どってネグリジエンスおよび契約違反を理由に、プラントの修繕費用、

破損したパイプの取り替え費用およびプラント閉鎖から生じる得べかりし利益を含む、損害賠償請求訴訟を提起した。本件では、先決事項として、ネグリジェンスにおける被告に対する原告の請求が出訴期限を徒過してなされたか否かを決定することが求められた。被告は、原告との間で締結した契約に基づく主張をここでは保留している。⁽⁷⁸⁾

原告は、ネグリジェンス上の訴訟原因は一九八四年六月二十七日の爆発により生じた損害により発生したので、訴えは出訴期間内に提起されていると主張した。これに対して、被告は、ネグリジェンス上の訴訟原因となる損害は、パイプにひび割れが生じた一九八三年七月以前に生じており、従って、原告の訴えは訴訟原因発生時から六年以上経過した後に提起されたので、訴権は時効により消滅している、あるいは、原告はネグリジェンス上何らの訴訟原因をも有していない、と主張した。

被告が一九八三年七月以前に訴訟原因が発生したとする根拠は、ピレリー事件判決である。一九八三年七月以前に訴訟原因を発生させると被告が主張しているものはパイプにできたひび割れであり、これは、D & F 不動産会社事件判決およびマフィー事件判決を通してみると、欠陥に分類されるものである。従って、これについての考察は本章次節八でおこなう。もう一つの被告の主張である、原告には訴訟原因が何らない、という主張の根拠は、やはり、D & F 不動産会社事件判決およびマフィー事件判決である。つまり、原告が一九八三年七月にパイプにひび割れが生じているのを発見しているので、原告の主張は欠陥を理由とする、すなわち、純粹に経済的な損失を理由とする訴えであり、本件にはヘドリー・バーン型の信頼関係は存在していないので、かかる訴えは認められないというものであった。

これらの主張に対して、メイ判事 (May J.) は、

「ダナヒュー事件判決に基礎を置くネグリジェンス上の主張を確立するには、身体に対する現実の有形的侵害ま

たは過失ある製品自体である財産もしくは物以外の財産に対する損害を立証することが一般に必要とされ、信頼に相当する被告との特別関係が存在しないかぎりネグリジェンス上の請求をしている原告は純粋に経済的な損失を通常回復することはできない。⁽⁷⁹⁾」

という法状況を確認した上で、本件事実関係にかんがみ、

「爆発によって生じた損害はネグリジェンス上の訴訟原因を生み出す種類の損害を含むものである。……一九八三年のひび割れという事実によって、他の財産に対する真正正銘の有形的損害が経済的損失に変わるものではない。従って、原告に対して訴訟原因は一九八四年六月二七日に発生しており、時効により消滅しているものではない。⁽⁸⁰⁾」との判断を下した。

本件は、欠陥とは区別される損害が生じた時に訴訟原因が発生するというコモン・ロー上の原則が適用された事件である。しかしながら、この原則が異論なく適用される明白な例は、本件事実関係とは異なって、パイプに何らのひび割れも生じていない、すなわち、欠陥が知られていない（＝隠れた欠陥の）状態でパイプが爆発する場合であろう。本件では、欠陥ある財産以外の財産に対する損害という要件はクリアーできている。このように、欠陥ある財産以外の財産に対して損害が生じた場合は、出訴期限に関する通常のコモン・ロー上の法準則が適用され、そして、その損害が生じてすぐに発見されない場合、すなわち、隠れた損害の場合は、一九八六年隠れた損害法の諸規定が適用されるであろう。ところが、損害を生じさせた爆発以前に欠陥が発見されていることが、原告の請求にとって不利に作用する場合があります。⁽⁸¹⁾この点に関しては後で論じる。そこで、次に、損害とは区別される欠陥についての考察に移ることにする。

八 D & F 不動産会社判決に従うと、ネグリジェンスにおいて訴えうる損害とは、身体傷害あるいは欠陥ある財産以外の財産に対する損害である。そして、欠陥ある財産上に現われたひび割れ等は損害ではない。それは欠陥にすぎない。欠陥を直すための費用等は、D & F 不動産会社事件判決およびマーフィー事件判決を通じて一貫して、純粹に経済的な損失として扱われ、通常、ネグリジェンスにおいて損害賠償請求の対象となりえない。つまり、訴訟原因とはならないことになる。このように考えると、ピレリー事件における原告は、そもそも訴訟原因を有していたのか、という問題が生じる。ピレリー事件では、原告は出訴期間を徒過した後には訴えを提起したとして敗訴した。ところが、同事件においては出訴期間の進行を開始させる損害であると認められたものは、煙突内壁上部にできたひび割れである。これは、現時点で見れば、欠陥ある構造物それ自体に対する損害であり、つまり、欠陥である。同事件では、身体傷害も煙突以外の財産に対する損害も何ら生じていなかった。かかる欠陥が訴訟原因となりうるのか、という問題が現在では生じてくる。この問題に対して、マーフィー事件におけるキース判事は、ピレリー事件では正しく判決が下されていると述べた。同判事のピレリー事件判決に対する判断・評価は、次の意見の中に示されている。

「ピレリー事件判決では、欠陥ある煙突の設計を誤って承認した顧問技師を相手とする不法行為法上の訴訟原因が発生する時は、欠陥ある設計により煙突に生じた損害が最初に現われた時であって、損害が発見された時あるいは合理的に注意していれば発見されたであろう時ではない」と判示された。同事件の被告は、設計に関しては原告と契約上の関係を有していたが、契約上の請求権は時効にかかっていた。原告が何らかの損害が発生する以前に欠陥を発見していたのであったなら、損害が発生するまで待つ必要なく欠陥を発見した段階で不法行為上の訴訟原因を有していないと判示する十分な理由はなかったであろうに思われる。欠陥を直すために出費しなければならぬ欠陥ある煙突により原告は経済的損失を被ったであろう。このピレリー事件のような専門職の者との契約上の関

係から生じている不法行為上の責任が問題となつてゐる事件では、注意義務は、助言によつて依頼人に対して経済的損失を生じさせないように合理的な注意を払ふことにまで拡大する。ピレリー事件は、従つて、ヘドリー・バーン事件判決の原則の範囲内に入ったであろう事件であつた。私は、ジュニア書籍事件をかかゝる原則が適用されたものだと考へてゐる。⁽⁸²⁾

このように、キース判事は、ピレリー事件をジュニア書籍事件と同様にヘドリー・バーン型の事件の範囲内に入れることで、損害とは区別される欠陥を理由とする訴えが認められうる場合がある、との考へを明らかにした。すなわち、キース判事によると、専門職に携わつてゐる者との契約上の関係から生じてゐる不法行為法上の責任が問題となつてゐる事件では、経済的損失を生じさせない義務が存在していることになり、経済的損失を生じさせる欠陥自体が訴訟原因を発生させる損害、すなわち、訴えうる損害となる。

この考へ方が受け入れられるならば、欠陥を理由とする訴えを提起しようとする原告が直面する問題が二つ存在する。一つは、どの範囲までが欠陥を理由とする訴えが認められる状況であると考えられてゐるヘドリー・バーン型の事件に含まれるか、という点である。もう一つの問題は、欠陥を理由とするネグリジェンス上の訴えにおける出訴期間はその時点から進行を開始するのか、という問題である。以下、これらの問題を順に検討することにする。

まず、ヘドリー・バーン型の事件がどの範囲にまで及ぶかについては、不確定な面があることが指摘されてゐる。⁽⁸³⁾ また、カパロ事件判決においても、先に見たように、ヘドリー・バーン事件判決における原則の適用に対する制限的な態度が示されてゐる。さらに、ヘドリー・バーン事件判決における原則が適用された例であるとキース判事が例示したジュニア書籍事件判決は、その特殊な事実関係に基づくものであり、ネグリジェンスにおける一般的な法準則を述べたものとは認めない傾向が強まつてゐる。⁽⁸⁴⁾ そしてまた、ヘドリー・バーン型であるとされたピレリー事件判決は、

ナイトリジン・アイレアン事件判決において被告が原告の出訴期間が満了していることを主張するために引き合いに出した判例であったが、ナイトリジン・アイレアン事件における事実関係をピレリー事件におけるそれと同一視することはできないと認定されている。

このように、ヘドリー・バーン型の事件が、認められにくい状況が存在するうえに、さらに、原告と被告との間に契約関係がある場合には、先に示したように、⁽⁸⁵⁾不法行為上の請求をなしえない可能性がある。このことは、ヘドリー・バーン型の事件の広がりが多いに制限するものであるかのように思われる。何故なら、ある事件がヘドリー・バーン型の事件の範囲内に入るには、例えば、ジュニア書籍事件で示されたように、契約関係こそ存在していないが、契約関係にきわめて類似する関係の存在が必要とされるが、その関係が契約上の関係であれば、不法行為責任が認められなくなり、契約関係との類似性が低くなれば、ヘドリー・バーン型の事件で必要とされる特別関係の存在が認められにくくなるからである。

欠陥を理由とする訴えをとりまく状況は以上のようなものであるが、次に、欠陥を理由とする訴えにおける通常の六年間の出訴期間の起算点とその問題点を考察する。ここでは、具体的イメージを得るためにピレリー事件における事実関係に則して、考えられる起算点を時間順に検討してゆく。

考えられる起算点の中で時間的に最も早いのが、被告により与えられた助言・情報に原告が依拠した時点である。この時点を出訴期間の起算点とする根拠は、原告が助言・情報を受け入れそれに依拠することを一度決めれば、結果として損害に至る欠陥が存在することになる一連の過程が進行し始める、⁽⁸⁶⁾ということである。しかし、この見解はピレリー事件判決においてフレイザー判事により拒否された見解であるので、将来、裁判所がこの時点を起算点とするかについては疑問が投げられる。

起算点として考えられる第二の時点は、欠陥が存在している財産が完成した時点である。この時点で、原告は、欠陥が存在するために価値が低下している財産を所有することになる。この見解の根拠は、損害賠償の対象となる損害が経済的損失であるのなら、かかる損害は、当該財産の状態がその所有者に知られていなくとも、そしてまた、財産を処分する以前に知られていなくとも、欠陥ある財産を取得することで被る、ということにある。しかしながら、この見解もまた、第一の起算点と同様、ピレリー事件判決でフレイザー判事により拒絶された。

起算点として考えられる第三番目の時点は、ピレリー事件において訴訟原因の発生時であると判断が下された、欠陥が原因となって損害が生じた時である。ここで注意しなければならない点は、この損害は、欠陥が存在している財産自体に対する損害である、ということである。つまり、この損害は、D & F 不動産会社事件およびマーフィー事件で求められた、欠陥が存在している財産以外の財産に対する損害ではないのである。これは欠陥が存在していることを示す現象の一つにすぎない。欠陥それ自体を訴訟原因と考えるヘドリー・バーン型の事件において、何故、欠陥の存在を示す一現象の発生する時点が、出訴期間の起算点とされるかについての明確な理由は存在しないように思われる。また、この時点は原告が欠陥の存在に気づいていること、あるいは、気づいていないことに関係なく決定されるが、もし、この時点が起算点とされるなら、原告が何らかの理由で欠陥の存在を知った場合には、この欠陥が存在している財産自体に対する損害が生じないかぎり、訴えを提起することができなくなる。これらのことから、第三の起算点は、合理的であるとは言えない。

第三の起算点と前後する可能性はあるが、考えられる第四の起算点は、原告が欠陥の存在に気づく時点、あるいは、合理的に注意していれば気づくべき時点である。つまり、これは、スパラム・サウター事件判決において定立された発見可能性の基準の適用である。この見解は、サザーランド事件においてオーストラリア連邦最高裁判所のデー

ン判事 (Deane J.) によって次のように示されている。

「私の考えでは望ましいと思う別の考え方では、実際に不適切な基礎に関する損失あるいは侵害はその不適切性が最初に知られるか表われる時にのみ被る、というものである。その時にのみ不動産の市場価値が実際に低下するのである。」⁽⁸⁷⁾

そして、注目に値いすることは、ディーン判事のこの見解は、サザーランド事件で問題となった損害が有形的損害ではなく、経済的損失であるという分析の直後に述べられていることであり、マーフィー事件における貴族院は、損失は経済的損失であるということも含めて、ディーン判事の推論に従ったことである。そして、さらに重要なことは、キース判事がそのマーフィー事件判決の中で上記一節を含むディーン判事の長文にわたる意見を引用して、その推論は「争いの余地のない」⁽⁸⁸⁾ものであるとしている点である。しかし、この発見可能性の基準は、先に見たように、プレリー事件判決において完全に拒否されている。

以上見てきたように、欠陥を理由とする訴えの通常の六年間の出訴期間の起算点を明確に決めることは、かなり困難であるように思われるが、以下のことが指摘できよう。まず、第三の起算点は、先に述べた通り、適切な起算点であるとは思われない。第一の起算点または第二の起算点は、欠陥の存在に対する原告の認識がない段階で、出訴期間が進行し始めるので不合理であると思われる。つまり、欠陥の存在が明らかになっていない段階で原告に訴権が与えられても、それは何らの利益をも原告に与えず、単に出訴期間が進行するという不利益が生じるという不合理性を有している。第四の起算点が最も合理的な起算点であると思われる。

もつとも、いずれにしても、欠陥を理由とするヘドリー・バーン型の事件においても、一九八六年隠れた損害法によって導入された、発見可能の時点から進行を開始する三年間の出訴期間が認められるであろう。従って、第一また

は第二の起算点が採用されたとしても、著しい不合理は生じないかもしれない。しかし、第一または第二の起算点で進行する出訴期間内に訴えを提起する原告は、訴えの提起以前のある時点で欠陥の存在に気づいていなければならぬ。すると、通常の出訴期間と特別に延長される出訴期間の二重規定は意味のないものになる。このように考えてみると、一九八六年隠れた損害法の有無にかかわらず、合理的に発見可能な時に欠陥を理由とする訴えの出訴期間が進行を開始する、と考えるのが合理的であると思われる。

最後に、ヘドリー・バーン型の欠陥を理由とする訴えが法原理上認められる場合に、次の問題が生じることを指摘しておく。つまり、欠陥の存在で訴訟原因が発生することになると、欠陥が原因で欠陥が存在している財産以外の財産に対する損害を理由とする訴えが提起しえないかもしれない状況が生じる、ということである。何故なら、不法行為においては、一つの行為または不行為からは一つの訴訟原因しか生じないからである⁸⁹。従って、欠陥が原因で欠陥が存在する財産以外の財産に対して損害が生じた場合、ナイトリジン・アイレアン事件における被告のように、被告が出訴期限の抗弁を自己に有利に働かせるために、欠陥の存在を理由とする訴訟原因が発生しているので、後に生じた他の財産に対する損害を理由とする訴訟原因は存在しない、と主張する余地が生じる。それ故に、欠陥が存在している財産以外の財産に対する損害を理由とする訴えを認めるためには、ヘドリー・バーン型の訴えが成立する状況を狭い範囲にしておく必要がある。ところが、そうすると、それに応じて、欠陥を理由とする訴えの可能性が低くなる。

結 論

第一章における考察から以下のことがいえる。イギリス法の中でネグリジェンスと呼ばれる法領域においては、今世紀前半から当該法領域に一般的に適用可能な法原則を求める動きがあった。これは、まず最初に、ダナヒュー事件

判決において隣人原則と呼ばれる一般化の中で具体化された。しかし、当初、隣人原則はその適用範囲が制限されていた。かかる制限は、ヘドリー・バーン事件判決において示された経済的損失を理由とする訴えに対する隣人原則の適用可能性によって、一部取り除かれた。そしてさらに、ドーセット・ヨット事件判決において、隣人原則は、普遍的に適用されるものではないが、注意義務の存否を判断する際に一般的に適用されるべきである原則として承認されるに至った。また、ドーセット・ヨット事件判決では、法創造の点で裁判所が積極的な役割を果たすべきであるという姿勢が示された。この一般的適用可能な一般原則を求める動きは、アンズ事件判決における二段階基準の宣明をもたらしした。注意義務の存否を一般原則を用いて判断することで、ジュニア書籍事件判決において示されたように、注意義務の存在範囲が著しく広がることになった。その結果、注意義務の存在範囲の拡大化傾向に対する反動が生じた。それは、まず、ピーボディ事件判決において、アンズ事件との事実関係の相違という区別を用いることで、アンズ事件判決を適用しないことで始った。そして次に、アリアクモン号事件判決においては、二段階基準の適用可能な範囲を制限的にとらえることで、その基準の一般的適用可能性を低めた。また、D & F 不動産会社事件判決においては、損害と欠陥を厳格に区別し、原則として欠陥を理由とする責任を認めないことで、注意義務の存在範囲を狭いものにした。そしてまた、カパロ事件判決においては、ヘドリー・バーン型の事件の存在範囲を限定的にとらえることで、注意義務の存在範囲をさらに狭いものとした。このように、注意義務の存在範囲が段々と狭まる状況のなかで、以前に注意義務の存在範囲の拡大にわたる推進力であった一般的適用可能な原則は、マーフィー事件判決におけるアンズ事件判決からの離反という形で、その影響力を大いに低下させた。

また、法創造、すなわち、何らかの新しい状況で新たに義務を課すことに対する裁判所の態度は、ドーセット・ヨット事件判決においては積極的態度が示されていたが、マーフィー事件判決においては、司法的立法 (judicial legislation)

に対して消極的態度がとられ、かかる役割は国会により果されるべきであるとされた。⁽⁹⁰⁾ このことは、注意義務の存否を各々の事件における事実関係に則した類型ごとに判断するというアプローチとあいまって、注意義務の存在範囲の拡大を著しく困難にするものである。

以上のような、二〇世紀前半からのネグリジェンス法における注意義務の存否を判断する際の一般的原則への依拠とそれに伴う注意義務の存在範囲の拡大化傾向の後に、ここ十年間にみられる、かかる一般的原則に対する否定的態度と注意義務の縮小化という現状の中で、第二章において考察したことから、ネグリジェンスを理由に訴えを提起しようとする原告は次の状況にあるといえよう。

まず第一に、訴えうる損害の範囲が狭まった。すなわち、原則として、欠陥とは区別される、欠陥が存在している物以外の物に対する物質的・有形的な損害に限られる。次に、この原則に対する例外的状況、すなわち、欠陥自体を理由に訴えを提起する場合は、いわゆるヘドリー・バイン型の特別な関係が原告と被告との間に存在することが求められるが、かかる関係が存在する状況を嚴格に制限する傾向にある。そしてまた、出訴期間の起算点に関する不確かな現状に加えて、欠陥を理由とする訴えが認められると、逆にそのことが、欠陥とは区別される損害を理由とする訴えを否定する根拠となる可能性が生じている。

スパラム・サウター事件において表明された、出訴期限に関して原告にとって有利な起算点を提供する発見可能性の基準は、ピレリー事件判決によって否定されたが、このことによって生じた問題点は、一九八六年隠れた損害法によってかなりの部分は正されたかに思われた。しかし、一九八六年隠れた損害法は、原告と被告との間に契約関係が存在している場合でも原告は不法行為上の訴えを提起できるということを前提としていたので、この前提に疑問が投げかけられている現在では、同法のかなりの部分が意味をもたなくなっている、とも指摘されており、そして、しか

も一九八六年隠れた損害法は、實際上意味をもつ出訴期間、すなわち、発見可能時を起算点とする出訴期間を、三年に短縮することと、訴権を一五年間の除斥期間で消滅させてしまうことで、原告の権利に制限を加えた。これらのことから、現在、ネグリジェンスを理由に訴えを提起しようとする者は、以前と比べてはるかに不利な立場に立っているといえるよう。

※ 本稿を書くにあたり、以下の著書・資料および論文から得るもの大であった。Robert Merkin, Richards Butler on Latent Damage, Lloyd's of London Press (1987); A. M. Dugdale & K. M. Stanton, Professional Negligence 2nd ed, Butterworths (1989); Peter Cane, Tort Law and Economic Interests, Clarendon Press, Oxford (1991); Phillip Capper, Latent Damage Act 1986 The Impact on the Profession and the Construction Industry, A Legal Studies and Services Special Report, Legal Studies & Services Ltd, (1987), Professional Liability, the Institution of Civil Engineers (1989); Peter Cane, "Economic Loss in Tort Is the Pendulum out of Control?" 52 M. L. R. 200 (1989); David Howarth, "Negligence after Murphy: Time to Re-think" 50 C. L. J. 58 (1991); K. M. Stanton, "The Decline of Tort Liability for Professional Negligence" 44 Current Legal Problems 83 (1991); Robin Cooke, "An Impossible Distinction" 107 L. Q. R. 46 (1991); I. N. Duncan Wallace, "Ann's Beyond Repair" 228 (1991); Jane Stapleton, "Duty of Care and Economic Loss: A Wider Agenda" 107 L. Q. R. 249 (1991); Mairanne Giles & Erika Szysszczak, "Negligence and Defective Buildings Demolishing the Foundations of Anns?" 11 Legal Studies 85 (1991); Ewan McKendrick, "Priell re-examined" 11 Legal Studies 326 (1991); Nicholas J. Mullany, "Limitation of Actions and Latent Damage — An Australian Perspective" 54 M. L. R. 216 (1991); Nicholas J. Mullany, "Reform of the Law of Latent Damage" 54 M. L. R. 349 (1991); Richard O'Dar, "Murphy v Brentwood District Council A House with Firm Foundations?" 54 M. L. R. 561 (1991); Richard O'Dar, "Professional Negligence: Some Further Limiting Factors" 55 M. L. R. 405 (1992); Andrew McGee, "Back to Priell" 108 L. Q. R. 364 (1992).

註

- (1) Michael F. James, "Liability for defective buildings post Murphy" 8 Professional Negligence 79, 82 (1992).
- (2) 本章であげる判例は、一般的傾向を示すのに足る必要最少限の判例である。なお、一般的傾向を示すものとして、矢頭敏也「英米不法行為判例研究」早稲田大学比較法研究所叢書一七(一九八八年)、および望月礼二郎「ネグリジェンスの構造・再論」社会科学研究第四二巻第一号一

頁（一九九〇年）がある。これらのすぐれた研究成果がある上で、あえてここに、かかる一般的傾向を示すのは、それが第二章以下で述べる問題を理解する上での必要と思われる諸前提を含むからである。

- (3) 上の間の事情については、J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, 3rd ed., 1990 pp. 474-473 参照。
- (4) [1932] A C 582, 580
- (5) Salmon and Heuston on *The Law of Torts*, 19th ed., 1987 p. 222.
- (6) [1964] A C 465, 486
- (7) *Ibid.*, 502.
- (8) *Ibid.*, 502-503
- (9) *Ibid.*, 528-529
- (10) [1970] A C 1004, 1026-1027
- (11) *Ibid.*, 1054
- (12) *Ibid.*, 1060
- (13) [1969] 2Q. B. 412, 426.
- (14) [1970] A C 1004, 1057-1058.
- (15) [1978] A. C. 728, 751-752.
- (16) *Ibid.*, 759.
- (17) *Ibid.*, 760
- (18) 詳しくは、前掲註(2)の文献参照。
- (19) 経済的損失以外の領域においては、例えば「*Narrow v. S. Shock*」に関する *McLoughlin v. O'Brian* [1983] A C 410.（これに関しては、「過失による『*Narrow v. S. Shock*』に対する賠償責任」比較法学第三三巻第一号一七五頁以下、一九九〇年、参照）事件があげられる。また、ハワースがLEXISを使って調べたところでは、アンズ事件判決は判決後一三年間にイギリスの一八九件の事件で引用され、（少なくとも最近に至るまでは）それら事件のうち大多数で承認されている（David Howarth, "Negligence After *Murphy: Time to Re-think*" 50 C. L. J. 58 (1991)）。
- (20) 経済的損失を理由とする訴えに関する伝統的な法理は、注意義務の存在を否定する。注意義務の存在を否定する特別な政策理由は、一九三一年のニューヨーク州上訴裁判所のアルトラメアース対トゥーシム事件（*Ulramares Corporation v. Touche* (1931) 174 N. E. 441）におけるカーマン首席判事（Cardozo, C. J.）が述べた、経済的損失を理由とする訴えを認めることは、「不確定の種類の人々に対する、不確定の期間にわたる、

不確定の量の責任」(174 N. E. 441, 444)を負わせることになる」といいういわゆる「水門論 (floodgates argument)」という考えに示されている。この考え方は、一九七二年のイギリスの控訴院におけるスパルタン鋼鉄合金会社対マーチン (請負) 会社事件 (Spartan Steel & Alloys Ltd. v. Martin & Co. (Constructors) Ltd [1973] Q. B. 27.) においても採用された。同事件では、身体または財産に対する有形的損害および有形的損害に伴う経済的損失は別として、純粹に経済的な損失については賠償請求をできない」と判示した。

(21) ブランドン判事 (Lord Brandon) は、反対意見。キーン判事 (Lord Keith) は、ダナーヒュー事件、ヘドリー・バーン事件およびアンズ事件を考慮に入れると、本件における被告は、身体または財産に対する有形的損害ばかりでなく、純粹に経済的な損失を原告に与えようである行為を避けるよう合理的注意を払う義務を原告に対して負っていたと考えた ([1983] A. C. 520, 535) しかして、同判事は、本件がネグリジエンス法を拡大するのに適した事件であるとは考えず (Ibid., 537)、「本件の結論をその特定の事実関係に基づくものであるとした。」

(22) Ibid., 542. 同様の意見がフレイザー判事 (Lord Fraser) によっても述べられている (Ibid., 533)。

(23) Ibid., 545.

(24) しかし、ネグリジエンス責任を狭い範囲に限定していた他の問題、すなわち不作為 (あるいは積極的に行動すべき義務に対する違反) を理由とする訴えに関しては、アンズ事件判決以後も裁判所は一貫して義務の拡大には消極的な態度をとっていた。Lamb v. Camden London Borough Council [1981] Q. B. 652, Per1 (P) (Exporters) Ltd. v. Camden London Borough Council [1984] Q. B. 342; King v. Liverpool City Council [1986] 1 W. L. R. 890, Smith v. Littlewoods Organisation Ltd [1987] A. C. 241 参照。

(25) Andrew Gribb, "A Case for Recognising Economic Loss in Defective Building Cases" 43 C. L. J. 111, 118 (1984), Stephen Todd, "Latent Defects in Property and the Limitation Act: a Defence of the Discoverability Test" 10N Z. U. L. R. 311, 319, (1983), 具体的事件として "Acrecrest v. W. S. Hatfield & Partners" [1983] Q. B. 260 参照。

(26) この方向転換の根底にある理由は、明らかではないが、いくつかの説明 (サッチャーリズムの影響、裁判所をとりまく状況のアメリカ化への警戒) が、前掲註(19)Howarthの論文の中に示されている。

(27) 他の四名の裁判官は、キーン判事の意見に同意。

(28) 前掲註(16)を付けた引用文を含む一節。

(29) 前掲註(15)を付けた引用文。

(30) [1985] A. C. 210, 240

(31) Ibid., 241

(32) Ibid.

ネグリジエンスにおける一般的傾向および制限的側面

- (33) *Acreeast Ltd v W. S. Hatfield & Partners* [1983] Q. B. 260
- (34) しかし、同様にマックス事件判決を適用し、住宅の所有権があり占有者である原告の被告市当局に対する請求を認めた控訴院判決 (*Dennis v Charwood Borough Council* [1983] Q. B. 409.) は、正しく判決が下されたとした。その理由として、キース判事は、原告が住宅の占有者であり、その安全または健康に対する侵害が予見可能なものならば、原告は特別な専門的知識を有しておらず被告市当局の助言に信頼を置いていた点をあげた。
- (35) 他の四名の裁判官は、トランドン判事の意見に同意。
- (36) [1986] A. C. 785, 815.
- (37) 特定種族差別(種族)の Curran v. Northern Ireland Co-ownership Housing Association [1987] A. C. 718, Yuen Kun Yeu v Attorney-General of Hong Kong [1988] A. C. 175, Hill v Chief Constable of West Yorkshire [1989] A. C. 53. 参照。
- (38) [1989] A. C. 177, 206
- (39) [1978] A. C. 728, 758.
- (40) [1989] 1Q. B. 653.
- (41) [1990] 2A. C. 605, 617-618
- (42) (1985) 60A L. R. 1, 43-44. ホリサマー判事からの意見に同意 ([1990] 2A. C. 605, 633-634.)。
- (43) [1990] 2A. C. 605, 628.
- (44) フォーニー事件判決については、近々、比較法字「英米判例研究(十七)」(早稲田大学比較研究所)で紹介する予定である。
- (45) [1990] 2W. L. R. 944.
- (46) *Dutton v Bognor Regis Urban District Council* [1972] 1Q. B. 373.
- (47) [1991] 1A. C. 398, 465.
- (48) *Ibid.*, 466.
- (49) (1985) 157C L. R. 424, 503-505.
- (50) [1991] 1A. C. 398, 468
- (51) *Ibid.*, 471
- (52) [1966] 1W. L. R. 1234.
- (53) [1991] 1A. C. 398, 471, 472.

- (54) 詳しくは、佐野隆「ネグリジエンスにおける隠れた損害と出訴期間——主として欠陥ある建物について——」(二)二・完」法研論集第四十七・四十八号(一九八八年)参照。なお、本稿においては、身体傷害を含む損害は範囲外である。身体傷害を含む損害とその出訴期間については、矢頭敏也・佐野隆「じん肺訴訟と出訴期限——イギリスの立法と判例を中心に」法律時報六一巻二二号(一九八九年)参照。
- (55) *Cattledge v. E. Jopling & Sons Ltd* [1963] A. C. 758, 771.
- (56) 最初の修正は、一九六三年出訴期限法 (*Limitation Act 1963*) で行われた。
- (57) *Dutton v Bognor Regis Urban District Council* [1972] 1 Q. B. 373, 396. 「意見は、*Higgins v Arton Borough Council* [1975] 1 W. L. R. 524. においても従われた。
- (58) [1976] 1 Q. B. 858, 866-867
- (59) *Ibid.*, 868.
- (60) *Ibid.*, 880
- (61) *The Parliamentary Debates, House of Lords, Official Report vol. 400, col. 1234.*
- (62) [1983] 2 A. C. 1, 16
- (63) *Ibid.*
- (64) *Ibid.*, 18-19.
- (65) *Ibid.*, 19.
- (66) 一九八六年隠れた損害法第一条により挿入された、一九八〇年出訴期限法第一四 A 条第四項 (a) 号。
- (67) 一九八〇年出訴期限法第一四 A 条第五項。
- (68) 同法同条第六項および第八項。
- (69) 同法同条第七項。
- (70) イギリスにおいては「*long stop*」は、なじみの深い考え方ではないが、一九六五年核設備法 (*Nuclear Installation Act 1965*) 第一五条第一項において、既に規定されている。また、一九八七年消費者保護法 (*Consumer Protection Act 1987*) 付則一第一編第一条によって挿入された一九八〇年出訴期限法第一 A 条第三項 (欠陥ある製品に関する訴えにおいて、製品が流通に回されてから一〇年間) においても規定されている。
- (71) 一九八六年隠れた損害法第一条により挿入された、一九八〇年出訴期限法第一四 B 条第一項。
- (72) 同法同条第二項。
- (73) 一九八六年隠れた損害法第三条。

- (74) 同法同条第一項。
- (75) 同法同条第二項。
- (76) [1988] A. C. 177, 206
- (77) もっとも、ひび割れの有無は、欠陥が明らかなものか隠れているかに関係しない。ひび割れの有無にかかわらず、財産所有者が、その財産に欠陥が存在することを知れば、それは明らかな欠陥になり、存在に気づかない場合は、隠れた欠陥になる。
- (78) 現在の法状況では、被告が契約上原告を相手として引き受けた責務と平行して、その責務とは異なるネグリジェンス上の注意義務は存在しないと主張できるかもしれない。([1992] 1W. L. R. 498, 500.) 下の判決は、*Tai Hing Cotton Mill Ltd. v. Lu Chong Hing Bank Ltd.* [1986] A. C. 80 (P. C.) 事件判決においてスカーマン判事が述べた、特に出訴期間に関連する混乱を避けるために、両当事者間に契約関係が存在する場合は不法行為法上の請求の可能性が排除されるという主旨の意見 ([1986] A. C. 80 (P. C.), 107) に根拠を有する。
- (79) [1992] 1W. L. R. 498, 501.
- (80) *Ibid.*, 506
- (81) 本件では、欠陥発見後の原告の対応は合理的なものであったと認定されている。このため、後で論じる問題は生じなかった。
- (82) [1991] 1A. C. 398, 466.
- (83) 例えば、Ewan McKendrick, "Pinnell re-examined" 11 *Legal studies* 326, 328 (1991). ヘドリー・バーン型に含まれる事件の及ぶ範囲が不確定であることを示すためにマッケンドリックが挙げた例の一例は、次のようなケースである。すなわち、設計士またはコンサルティング・エンジニアが建物を設計する際に過失があり、建築業者がその設計に従って建築した場合には、設計士またはコンサルティング・エンジニアを相手取る建物業者はヘドリー・バーン事件判決の原則に基づき訴訟原因を有するが、しかし、他方で、設計士またはコンサルティング・エンジニアの計画は適切であったが、建築業者が住宅を建築する際に過失がある場合には、住宅所有者は、明らかに、設計士またはコンサルティング・エンジニアを相手取って訴えを提起することができない、という例である。この例で示されることは、助言を与える者に適用される法準則と建築をなす者に適用される法準則が異なり、前者の責任が後者の責任より広くなるという不整合である。
- (84) 例えば、D & F 不動産会社事件判決におけるブリッジ判事の次の意見。
- 「裁判官が抱いている一致した意見に私は同意するが、それは、「ジュニア書籍事件判決の」多数意見は当該事件における原告と被告との間の契約上の関係ではないが特異な関係に、そして、その関係から生じる原告に対して被告が負っている注意義務の特異な範囲に大要依存している。その判決を不法行為上一般的に適用される何らかの原則を定立しているものとみなすことができない、というものであるように思われる。」

- (1) [1989] A. C. 177, 202.)
- (2) 補遺註(2)参照。
- (3) 『S 民法学辞典』第4版「責任の範囲」27頁 Forster v. Outred & Co. [1982] 1 W. L. R. 86, 88。
- (4) 157 C. L. R. 424, 505.
- (5) [1991] 1 A. C. 398, 468
- (6) Cartledge v. E. Jopling & Sons Ltd [1963] A. C. 758.
- (7) [1991] 1 A. C. 398, 471-472 per Lord Keith, 482 per Lord Bridge, 491-492 per Lord Oliver, 498 per Lord Jauncey.
- (8) K. M. Stanton, "The Decline of Tort Liability for Professional Negligence" 44 Current Legal Problems 83 (1991).